

第一項及び第二項の規定は、政党以外の政治団体が第三条第二項の規定に該当することにより政党となつた場合について準用する。

第六条の二 政党は、それぞれ一の团体を当該政党の政治資金団体になるべき团体として指定することができる。政党は、前項の指定をしたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。その指定を取り消したときも、同様とする。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、第六条第一項各号の区分に応じ、同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、その異動が生じた日から七日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対し、同項及び同条第二項の規定の例により届け出なければならない。

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項）において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。）の規定により届け出た事項に異動があつたときは、第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係団体に該当したときは、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときには、第六条第五項に規定する場合は、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、その異動に係る事項を第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。同条第二項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定による通知を受けた日）から七日以内に、その異動に係る事項を提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

2 第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第二項の規定により同条第一項において単に「国会議員関係政治団体」という。）以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、各年中において第十九条の十六の三第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となるものを含む。以下この項及び次条第二項において單に「国会議員関係政治団体」という。）以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、各年中において第十九条の十六の三第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となつたときは、当該金額が千万円に達することとなつた寄附（以下この項及び次条第二項において「特定関係寄附」という。）に係る第十九条

2

の十六の三第二項の規定による通知を受けた日から七日以内に、その旨、特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、連絡なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があったときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその氏名及びその者に係る公職の種類を、遲滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

（届出台帳の調製等）

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

（届出台帳の調製等）

第八条 政治団体は、第六条第一項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

（政治資金バーティーの開催）

第八条の二 政治資金バーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差引いた残額を当該催物を開催した者又はその者が政冶団体である場合に、その活動に関し支出することとされているもの）は、以下同じ。は、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、第十九条の十六の三第一項の規定により、第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となつたときは、当該金額が千万円に達することとなつた寄附（以下この項及び次条第二項において「特定関係寄附」という。）に係る第十九条

2

の十六の三第二項の規定による通知を受けた日から七日以内に、その旨、特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、連絡なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事務を行ふべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を行ふべき者。第十五条を除き、以下同じ。）の会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

（会計帳簿の備付け及び記載）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの）

類並びに特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、連絡なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

四 政党が第三条第二項の規定に該当しなくなつたことにより政党でなくなつたときは又は政治資金団体につたときは、直ちに当該公報の写しを総務大臣に送付しなければならない。

五 都道府県の選挙管理委員会は、前二項の規定段の規定による届出をする場合について準用する。

六 政治団体である旨を、第六条第一項の規定により届け出なければならない。

第七条 第六条第三項の規定は、政治団体が第一項前段の規定による届出をする場合について準用する。

第八条 政治団体は、第六条第一項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事務を行ふべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を行ふべき者。第十五条を除き、以下同じ。）の会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金の元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（次条第一項第三号ロにおいて「国債証券等」という。）の取得

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの）

四 一銀行その他の金融機関への預金又は貯金の元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（次条第一項第三号ロにおいて「国債証券等」という。）の取得

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの）

六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの）

あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

二 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ 機関紙誌の発行その他の事業による收入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による收入のうち政治資金パーイーの対価に係る収入については、政治資金パーイーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び代表者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名稱、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ト 政治資金パーイーの対価に係る収入のうち次条第三項の対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーイーしごとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名稱、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 借入金については、その借入先、当該借入ごとの金額及び借入年月日

リ その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

チ 借入金については、その借入先、当該借入ごとの金額及び借入年月日

リ その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

チ 全ての支出（当該政治団体のためにその代表者は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十九条の十一、第十九条の十二の三、第十九条の十三、第十九条の十六及び第十九条の二において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合は、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項

イ 預金（普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。）については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金（普通貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。）について、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額及び年月日

ロ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日、これを譲渡し、又はこれを償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日

ハ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金額並びに信託の設定年月日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金額の額並びに信託の終了年月日

チ 第十一条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

リ 第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

3 政治団体のために政治資金パーイーの対価の支払のあつせん（特定の政治団体のために政冶資金パーイーの対価として支払われる金銭等を集め、これを当該政治団体に提供することをいう。以下同じ。）をした者は、その対価の支払のあつせんを終えた日から七日以内に、当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。（会計責任者等が支出をする場合の手続）

四 第十一条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、一件五万円以上すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」といいう。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

五 第十二条 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときには、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」といいう。））を直ちに会計責任者に送付しなければならない。（報告書の提出）

六 第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十一月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年のにおける収入、支出の他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げ

該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ 個人が負担する党費又は会費について、その金額及びこれを納入した者の数

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

メ 同一の者によって寄附のあつせんをされを集めた期間及びこれが当該政治団体に超えるものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨

イ 同一の者によつて寄附のあつせんをされを集めた期間及びこれが当該政治団体に超えるものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

メ 第十二条の六第二項に規定する寄附について、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ハ 机関紙誌の発行その他の事業による収入について、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーイー（政治資金パーイーのうち、当該政治資金パーイーの対価に係る収入がある場合においては、これらのもの）をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。又は特定パーイーになると見込まれる政治資金パーイーの対価に係る収入がある場合においては、これらのもの

ト 一の政治資金パーイーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、対価の支払をした者の数

リ 同一の者からの政治資金パーイーの対価の支払で、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価

の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日リ先ごとの金額その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びリ回にわたつてされたときは、その合計金額）が十万円以上のものに限る。）については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日の収入以外の収入で一件当たりの金額（数全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上ものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日二の二 翌年への繰越しの金額二十二月三十一日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号において同じ。）について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項イ 土地 所在及び面積並びに取得の価額及び年月日二 取得の価額が百万円を超える動産 品目及び数量並びに取得の価額及び年月日ホ 預金又は貯金 預金又は貯金の残高月日月日ヘ 金銭信託 信託している金銭の額及び信託の設定年月日チ 入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日リ先ごとの金額その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びリ回にわたつてされたときは、その合計金額）が十万円以上のものに限る。）については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日の収入以外の収入で一件当たりの金額（数全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上ものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日二の二 翌年への繰越しの金額二十二月三十一日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号において同じ。）について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項イ 土地 所在及び面積並びに取得の価額及び年月日二 取得の価額が百万円を超える動産 品目及び数量並びに取得の価額及び年月日ホ 預金又は貯金 預金又は貯金の残高月日月日ヘ 金銭信託 信託している金銭の額及び信託の設定年月日

ト 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日チ 出資による権利 出資先並びに当該出資先ごとの金額及び年月日リ 貸付先ごとの残高が百万円を超える貸付金 貸付先及び貸付残高ル 取得の価額が百万円を超える施設の利用に関する権利 種類及び対象となる施設の名称並びに取得の価額及び年月日ヲ 借入先ごとの残高が百万円を超える借入金 借入先及び借入残高二 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を微ひ難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（第十九条の十一において「領収書等を複写したものの明細書」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

3 政治団体の会計責任者は（会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、第一項第一号へから当該特定パートナー又は政治資金パートナーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合において、当該特定パートナー又は政治資金パートナーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものについて同号へからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

4 第一項の報告書の様式及び記載要領は、総務省令で定める。

第十三条の二 政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、当該政党の会員に係る公職の候補者（当該政党の会員に係る公職の候補者に対するもの）と、同条第二項中「五万円以上の支出」とあるのは「五万円以上の支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党から出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」と、同条第二項中「五万円以上の支出」とあるのは「五万円以上の支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党から出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

2 前項の規定による通知を受けた政党の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該通知に係る前項に規定する政党からの支出について、同項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

3 第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するものをした当該政党の会計責任者に係る第十一条の規定の適用については、同条第一項中「すべての支出」とあるのは「すべての支出及び一件五万円未満の支出の五において同じ。」は、第一項第一号へから当該特定パートナー又は政治資金パートナーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合において、当該特定パートナー又は政治資金パートナーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものについて同号へからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他のこれらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行なべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十条に規定する明細書をいう。以下同じ。）及び領収書等についての監査意見を求めて監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。（監査意見書の添付）

第十五条 政治団体の会計責任者の引継ぎ（会計責任者の事務の引継ぎ）2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。

2 前項の場合において、前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないと申し立てた場合は、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならぬ。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

2 前項の場合において、前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないと申し立てた場合は、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならぬ。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

2 前項の場合においては、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

2 前項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

2 前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る同項に規定する報告書が公表さ

れた日から三年を経過する日まで保存しなければならない。
(解散の届出等)

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、その日現在で、第十二条第一項の規定の例により報告書を提出しなければならない。

2 政治団体が第十二条第一項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第八条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第一項の規定により届出をしたとき、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一つの政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第四項、第十三条の二(前条第四項において準用する場合を含む。)、第十一条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号り中「その他の収入」とあるのは、「その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに」になる見込まれる政治資金バー

ティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、「第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。」と、第十二条第一項第一号又中「(リ)の収入」とあるのは、「(リ)の収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十九条の七第二項に規定する政党の支部であるとの事項は、当該政治団体の支部は、第六条及び第六条の三から第七条の二までの規定の適用については、それぞれ一の第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

3 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入について、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日を併せて記載しなければならない。

4 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該政治団体の本部若しくは支部から供与された交付金に係る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に對して供与した交付金に係る支出について、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日
二 当該政治団体の本部又は支部に對して供与した交付金に係る支出については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日
三 政治団体の開催場所として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日)」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定により組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国會議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日)」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う区域」とあるのは、「開催する政治資金バー

ティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは、「当該政治資金バー

ティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金バー

ティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金バー

ティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名(その者が団体である場合には、その名称)を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金バー

ティーの開催場所」と、第七条第一項中「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金バー

ティーの開催場所」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動(選挙運動を含む。)」とあるのは、「政治資金バー

ティーの開催」と、「寄附」とあるのは、「当該政治資金バー

ティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは、「政治資金バー

ティーの開催に關してされた収入に係る金銭等の全額又は一部に相当する」と、第九条第一項第一号に

催する場合には、当該政治団体以外の者は、「当該政治資金バー

ティーに係る」とあるのは、「(の会計責任者)とあるのは、「(の代表者及び会計責任者)と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年ににおける収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」としての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、当該政治団体の支部は、第六条及び第六条の二、第十二条第一項第一号及び第三項、第十三条の二、第十四条第一項の規定による交付金(政治資金バー

ティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条第二項、第七条の二、第十二条第一項第一号及び第三項、第十三条の二、第十四条第一項の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金バー

ティーが特定バー

ティーに係る」とあるのは、「(の会計責任者)とあるのは、「(の代表者及び会計責任者)と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年ににおける収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」としての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項後段の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者は、前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に定める期間内

の支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第一項又は第十七条第一項の規定により第十二条第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を報告書に記載すべき年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五まで及び第十九条の十六の二において同じ。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費(第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費)の支出」と、「五万円以上」のあるのは「二万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徵し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徵し難い事情があつたものについて、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かつた支出の明細書(振込明細書があるときには、第十二条第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」という。)を作成しなければならない。

(翌年の繰越しの金額の確認等)

第十九条の十二 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき翌年の繰越しの金額が、第十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を報告書に記載すべき年の十二月三十日又は当該国会議員関係政治団体が解散し若しくは政治団体でなくなった日

における当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の口座の残高を確認することができる書類(以下「残高確認書」という。)に記載された残高の額(当該国会議員関係政治団体が二以上の口座を有する場合には、その合計額)次項において同じ。)と一致しているかどうかを確認しなければならない。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による確認により同項の翌年への繰越しの金額が同項の残高の額と一致しないことが判明したときは、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めることにより、その旨及びその理由を記載した書面(以下「差額説明書」という。)を作成しなければならない。

(国会議員関係政治団体に係る会計帳簿等の保存)

第十九条の十一の三 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、第十九条の十一の二第一項に規定する残高確認書及び同条第二項に規定する差額説明書」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項、前条において読み替えて適用する第十六条第一項及び第十九条の八の二の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体の代表者による届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書に関する監督)

第十九条の十二の二 国会議員関係政治団体の代表者は、第十二条第一項の報告書に記載に係る会計責任者の職務がこの法律の規定に従つて行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。

(国会議員関係政治団体の代表者による随时又是定期の確認)

第十九条の十二の三 国会議員関係政治団体の代表者は、隨時又は定期に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

1 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

2 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

3 国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者が、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を提出する。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十二条第二項(同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

7 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書及び当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する調査修了した登録政治資金監査人(以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監査を受けなければならぬ。

8 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

9 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

10 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年のにおける支出の状況が記載されていること。

11 おり、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

12 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年のにおける支出の状況が記載されていること。

13 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

14 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

15 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年の繰越しの状況が表示されていること。

16 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

17 前項の確認書の様式は、総務省令で定める。

18 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治

19 団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、第二項の規定により交付された確認書を当該報告書に添付しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律五百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 前項の規定による開示の請求(以下この条において「開示請求」という。)は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「開示請求書」という。)を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名称並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき

は、開示請求をした者(以下この条において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対する開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日)から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

7 第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項の理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対する開示請求に係る少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

11 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるとときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

13 第二項ただし書の規定により、国会議員関係政治団体から第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたとき。

14 開示請求が第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(その写しを含む。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例(都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。)の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者は、それぞれ、実費の範囲内に開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該領収書等を保存しなければならない期間とすればならない。

21 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する。

二 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	該当するに至ったとき。
三 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。	登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。
2 登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならない。	(登録及び登録の抹消の公告)

第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならない。	(登録政治資金監査人の証票の返還)
第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。	(登録の細目)
第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。(登録政治資金監査人の研修)	(登録の細目)
第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。	(登録政治資金監査人の研修)

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受けた者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。(秘密保持義務)	付しなければならない。
第十九条の二十九 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人である者は、正当な理由なく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	漏らしてはならない。
二 又はこれらの者であつた者は、正当な理由がない場合に、登録政治資金監査人の使用者その他の従業者	漏らしてはならない。

第十九条の三十一 委員会は、委員五人をもつて組織する。	2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。(組織)
第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。	2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。
2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の付しあればならない。	2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。
3 委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第十九条の三十三 委員会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。(資料の提出その他の協力)	2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項に規定する者に對しても、必要な協力を依頼することができる。
第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。	2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。
第十九条の三十五 委員会は、委員長が招集する。	3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
第十九条の三十六 委員会の事務を處理させるため、委員会に事務局を置く。	4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

二 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 第一項及び第二項の規定による公表は、第一項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

二 政令への委任

3 第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ)及び第十四条第一項の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書並びに第十九条の十四の二第四項の規定による確認書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、前条第一項の規定により報告書が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあっては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は第十九条の十四の二第四項の規定による確認書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という)で第二十条の規定により当該報告書が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合には、当該報告書が公表される前には同法第九条第一項の決定を行わない。

前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和二十三年法律五百四十四号)第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から同日後六十日を経過するまでの間」とする。

都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

3 (会社等の寄附の制限) 附 第五章 寄附等に関する制限

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号))第二条に規定する

附 二 会 の 個 人 の 寄 附 一

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

2 (会社等の寄附の制限) 附 第五章 寄附等に関する制限

3 (会社等の寄附の制限) 附 第五章 寄附等に関する制限

2 (会社等の寄附の制限) 附 第五章 寄附等に関する制限

3 (会社等の寄附の制限) 附 第五章 寄附等に関する制限

第一項及び第二項において同じ)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百六十号)第一百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう)第三項並びに第二十二条の三第一項及び第二項において同じ)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対するは、政党活動に関する寄附をしてはならない。

前項の規定は、政党団体がする寄附については、適用しない。

何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く)に対して、政党活動に関する寄附(政党及び政治資金団体に対するものを除く)をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

第一項及び前項の規定の適用については、政黨の支部で、一以上の市町村(特別区を含む)の区域(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域)又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政党団体とみなす。

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十二条の二 何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く)に関して寄附(金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く)をしてはならない。

(寄附の総額の制限)

第二十二条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

未満	五万人	以上十万人未満	以上十万人	三十万円
五万人	七百五十万円	千五百万人	千五百万人	
六千円以上	三千五百万円	三千五百万円	三千五百万円	
二千五百円以上	一千五百円	一千五百円	一千五百円	

未満	十億円	以上五十五億円未満	以上五十五億円	三十万円
十億円	七百五十万円	七百五十万円	七百五十万円	
五千五百円以上	七百五十万円	七百五十万円	七百五十万円	
五千五百円未満	三千五百万円	三千五百万円	三千五百万円	

資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第一号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごとに三百万円を加算した後においては、三百万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を合算した金額)として、同項の規定を適用する。
2 (量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)
第二十二条の二 何人も、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十二条の三第一項及び第二

		項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けはならない。
		第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による特定交付金（同法第二十条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。））の交付の決定を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）
		第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。
		国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けていた会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。
3		前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号の規定に該当する政治団体に対する政治活動に関する寄附については、適用しない。

		第四項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附について準用する。
4		一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人
5		前項において準用する場合を含む。の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に對して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。
2		第三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該会社をしてはならない。
2		第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じて、これを受ける者も、前項の規定に違反してされる寄附をしてはならない。

2		第六 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附をしてはならない。
2		第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じて、これを受ける者も、前項の規定に違反してされる寄附をしてはならない。
2		第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定期株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつたものにあつては、当該定期株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたものから、政治活動に関する寄附を受けではならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行によって新設合併又は株式移転又は当該株式移転をしてはならない。前項たゞし書の規定は、この場合について準用する。）において上場されていたもの限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該株式の保管者又は当該寄附を受けた者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。
5		第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義で匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。
2		第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義で匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2		第二十二条の六 何人も、本人の名義以外の名義で匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

5		第七 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附については、この限りでない。
2		第二十二条の七 何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、その額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）による寄附については、この限りでない。
3		第三 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附をしてはならない。
4		第四 第一项若しくは第二項の規定に違反してされるととき又は前項の規定に違反してされる寄附を受けではならない。前項たゞし書の規定は、この場合について準用する。）において上場されていたもの限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該株式の保管者又は当該寄附を受けた者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手續をとらなければならない。
5		第五 前項第五項の規定は、前項の場合について準用する。

		第七 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附については、この限りでない。
		第二十二条の八 何人も、口座への振込みによる寄附を受けたときは、これらの金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者又は当該寄附を受けた者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手續をとらなければならない。
5		第五 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。
		第二十二条の八の二 何人も、口座への振込みによる寄附のあつせんをする場合において、相

支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
 一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者
 二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 四 第二十二条の八第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
 一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 反行為をした者）
 二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対する支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者）
 四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為

をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
第二十六条の五 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めめた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 三 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めめた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 四 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
 五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、その刑を減輕することができる。
第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑法の執行猶予の言渡しを受けた者については、そのとどする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。
第二十九条 第十二条第一項若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四、第十九条の十四の二第四項又は第二十九条の規定（以下この条において「届出等関係規定」という。）による届出（提出又は添付の方法による届出等の特例）
第三十条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがないまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
第三十一条 総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは

び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に對し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができることとする。
第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による公表に要する費用（政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用）
 三 第二十条の二第二項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十三条 次の各号に掲げる費用は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十四条 次の各号に掲げる費用は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十五条 次の各号に掲げる費用は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十六条 次の各号に掲げる費用は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十七条 次の各号に掲げる費用は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十八条 次の各号に掲げる費用は、国庫の負担とする。
 一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用
 二 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用
第三十九条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を提出する者は、これらに對して真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。
第四十条 削除
 （監督上の措置）
第七章 補則
第四十一条 第二十九条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書を提出する者は、これらに對して真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

附 則（平成九年五月九日法律第四三

（施行期日）抄
1 この法律は、平成十年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年五月六日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（处分・申請等に関する経過措置）
第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを行き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。（手数料に関する経過措置）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この規則に規定するもの（以下この条において「この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）」）は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第一百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百六十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百六十七条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百六十八条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百六十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七一条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七十二条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七十三条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七十四条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

第一百七十六条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（手数料に関する経過措置）

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののはか、この法律の施行の前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）が下この条において「上級行政庁」という。があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」とみなされる。）であつた行政庁として、上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」とみなされる。）であつた行政庁として、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

（手数料に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社及びこの法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律は、民間事業者による信書の施行に定めるもののはか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律百八十八号）の施行の日から施行する。

第五条 この法律は、地方独立行政法人法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律百八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月二日法律第一一九号)抄

(施行期日)

第一条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第四十三条、第八十八条、第二百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

附 則 (平成一七年一二月三日法律第一五四四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律は、平成一六年一二月三日法律第一五四四号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）

第五条 (平成一六年一二月三日法律第一五四四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）

第七条 (平成一六年一二月三日法律第一五四四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第八条 (平成一六年一二月三日法律第一五四四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日法律第一〇四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の廃止の日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月二日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して五日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して五日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公報の日から起算して五日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

前項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年一二月二八日法律第二三五号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章に一章を加える改正規定中第三章の二第二節及び第三節に係る部分、第二十六条の五の次に二条を加える改正規定中第二十六条の七に係る部分並びに附則第十四条から第十七条までの規定 平成二十年四月一日

二 第六条及び第七条第一項の改正規定、第七条の二第一項の改正規定（国会議員関係政團体の届出に関する部分に限る。）並びに第十九条の五の二の改正規定 平成二十年十月一日

（任命のために必要な行為）

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第十九条の三十二第一項の規定による政治資金適正化委員会の委員の任命のために必要な行為は、前条第一号に定められたる日においても行なうことができる。

（国会議員関係政團体の届出に関する経過措置）

第三条 新法第十九条の八第一項及び第二項の規定は、附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に定める日から平成二十年十二月三十一日までの間ににおける新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政團体の規定中「七月以内」とあるのは、「平成二十年十二月三十一日まで」とする。

（領収書等の写しに関する経過措置）

第四条 新法第十二条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以降の年に係る新法第六条第一項及び第七条第一項の規定について、これらの規定中

（同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政團体とみなされるものを含む。）に係る新法第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七月以内」とあるのは、「平成二十年十二月三十一日まで」とする。

（領収書等の写しに関する経過措置）

第五条 新法第十九条の九において読み替えて適用する第十一条及び第十九条の十一の規定は、平成二十一年一月一日（以下「適用日」という。）以後の支出について適用し、適用日前の支出については、旧法の規定の例による。

（国会議員関係政團体に係る領収書等の徴収に関する経過措置）

第六条 新法第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項及び第十七条第一項、第十九条の十三並びに第十九条の十四の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び適用日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出に関する経過措置）

第七条 新法第十九条の十六の規定は、適用日の属する年以後の年に係る同条第一項に規定する少額領収書等の写しの開示に関する経過措置）

（電子情報処理組織の使用に関する経過措置）

第五十条 新法第十九条の十五及び第三十二条の二の規定は、平成二十一年十二月三十一日までの規定は、平成二十一年十二月三十一日までの間は、適用しない。

（電子情報処理組織の使用に関する経過措置）

第九条 新法第二十条の二第二項（写しの交付に関する部分に限る。）及び第三項並びに第三十二条の三（この法律による改正に係る部分に限る。）の規定は、適用日の前日までの間は、適用しない。

（電子情報処理組織の使用に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第四条第五条及び第六条第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（政令への委任）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（その他の経過措置の政令等への委任）

第十四条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 附則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定による報告書の要旨の公表について適用する。

（収支報告書の要旨の公表に関する経過措置）

（新法第二十条第一項の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書の要旨の公表について適用する。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政の裁決、決定にされた行政の処分その他の行為は、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第七条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政の処分その他の行為は、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないと

